

電気通信大学防災業務要項

昭和58年 5月18日

改正

昭和61年 6月26日	平成21年 4月 1日
昭和62年10月 7日	平成22年 4月20日
平成元年 4月 1日	平成23年 7月20日
平成元年 6月 5日	平成24年 5月22日
平成 2年 6月 8日	平成25年 3月22日
平成 5年10月27日	平成26年12月24日
平成 6年 9月12日	平成27年 3月27日
平成 7年 4月 1日	平成28年 3月23日
平成 8年 5月11日	平成29年 1月26日
平成11年 4月 1日	平成30年 3月30日
平成12年 4月 1日	平成31年 3月28日
平成16年 4月 1日	令和 2年 3月30日
平成18年 4月19日	令和 2年 9月30日
平成20年 4月 1日	

(趣旨)

第1条 この要項は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）においてその被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぎ、職員及び学生の生命、身体の安全を図るため、電気通信大学（以下「本学」という。）における防災の教育訓練、組織その他防災に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の協力)

第2条 職員は、災害発生時においては、相互に協力して事態に対処しなければならない。

(定義)

第3条 この要項において「部局等」とは、学域の各類等、研究科の各専攻、共通教育部、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条に規定する教育研究センター等、同第23条に規定する教育研究支援センター、附属図書館、保健管理センター、コヒーレント光量子科学研究機構の各センター、全学教育・学生支援機構の各センター、UECコミュニケーションミュージアム、安全・環境保全室、各課、情報理工学研究科等事務室、学術院教育研究技師部、国際交流会館、創立80周年記念会館をいう。

(防災訓練及び防災教育)

第4条 学長は、職員、学生に対し、防災上必要な教育を実施し、かつ、定期的に避難等の訓練を実施しなければならない。

第5条 学長は、職員に対し、災害及び防災に関する必要な知識及び技術の向上を図るため、関係資料を作成及び配布し、並びに研究会等による教育を行わなければならない。

(施設、設備等の点検及び整備)

第6条 部局等の長は、施設、設備等を災害から守るため定期的に安全点検を行い、危険箇所等の補修を行わなければならない。

(化学薬品、高圧ガスその他危険物の災害予防)

第7条 化学薬品、高圧ガスその他危険物を取り扱う部局等の長は、関係職員、学生に対しこれら危険物を関係法令等に従い取り扱うよう指導するとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じなければならない。

(防災隊の設置及び構成)

第8条 第1条の趣旨に基づき防災隊を置く。

2 防災隊は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条の規定による大学の自衛消防隊組織をもって充てる。

(防災隊の任務)

第9条 防災隊の任務は、次のとおりとする。

隊長	隊の総括を行う。
副隊長	隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を行う。
通報連絡班	部局等関係方面への連絡等を行う。
消火班	注水、消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	避難者の誘導を行う。
防護措置班	電気、ガス等危険物の安全措置を行う。
警戒班	警備、警戒に関し必要な事項を行う。
救護班	負傷者の応急措置を行う。
搬出班	重要書類の搬出、保管を行う。

(防災隊の訓練)

第10条 学長は、防災隊の活動について定期的に実地訓練を行い、常に災害に対する備えをしておかなければならない。

(防災隊の出動)

第11条 学長は、災害発生時には、その状況を判断して防災隊の出動を命じ、事態に迅速に対処しなければならない。

第12条 防災隊の構成員は、夜間休日等の勤務時間外の災害発生時において、大学との連絡が不可能となったときは、直ちに大学へ参集するよう努めるものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、昭和58年5月18日から施行する。

附 則

この要項は、昭和61年6月26日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和62年10月7日から実施し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成元年6月5日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

この要項は、平成2年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成5年10月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成6年9月12日から施行し、平成6年6月24日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。